

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 令和六年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）

危機管理課

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

### 【公告】

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ ” ”

○ ” ”

○ ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

”

”

### 【監査公表】

○ 令和五年度の監査の結果の公表

監査事務局

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六十九号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

- 1 令和六年三月一日から同年五月七日まで
- 2 令和六年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和六年五月十七日から同月十九日までのうち指定する一日
- 2 第二次試験 令和六年六月十五日から同月十八日までのうち指定する一日

七 試験場

- 1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- 2 第二次試験

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

3 右記については変更する場合がある。

八 採用予定時期

- 1 令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間
- 2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所  
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所  
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>  
〇八六六一二二一二三二四  
〇八六一二三四一八二四

◎岡山県告示第七十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名称 株式会社クラレ  
住所 岡山県倉敷市酒津1621番地
- 氏名 代表取締役社長 川原 仁
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 株式会社クラレ鶴海事業所  
所在地 岡山県備前市鶴海4342番地

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		
種	類	27-ニ 無機化学工業製品製造 業の用に供する活性炭 洗浄施設 (18)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (22)		同左		
能	力	2 t/日		同左		170Nm <sup>3</sup> /h		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25日/月 24時間/日		同左		25日/月 24時間/日		同左		
使用時において当該施設から排出される汚水の通常の値及び最大値の概要	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	20	25	42	48	37	42	同左		
	p H	3.0~9.0		同左		2.0~5.0				
	C O D (mg/L)	100	300	57	188	100	300			
	S S (mg/L)	200	400	114	250	300	600			
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1			
	T - N (mg/L)	10	20	6	13	10	20			
	T - P (mg/L)	0.5	1	0.3	0.6	1	2			
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-	-	-			
シアン化合物 (mg/L)	-	-	-	-	-	-	0.1			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		
種 類	27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (25)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (26)		同左		
能 力	70Nm <sup>3</sup> /h		同左		300Nm <sup>3</sup> /h		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日/月 24時間/日		同左		25日/月 24時間/日		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常の値及び最大値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	38	43	同左	55	66	65	102	
	p H	2.0~5.0			2.0~5.0		同左		
	C O D (mg/L)	100	300		100	300	85	195	
	S S (mg/L)	300	600		300	600	254	389	
	油 分 (mg/L)	<0.5	1		<0.5	1	同左		
	T - N (mg/L)	10	20		10	20	9	13	
	T - P (mg/L)	1	2		1	2	0.9	1.3	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-		-	-	同左		
	シアン化合物 (mg/L)	-	-		2.2	4.4	-	-	1.0

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	27-ヌ 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (28)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (29)		同左	
能	力	300Nm <sup>3</sup> /h		同左		170Nm <sup>3</sup> /h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25日/月 24時間/日		同左		25日/月 24時間/日		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値の概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	55	66	65	102	35	49	同左	
	p H	2.0~5.0		同左		2.0~5.0			
	C O D (mg/L)	100	300	85	195	100	300		
	S S (mg/L)	300	600	254	389	300	600		
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1		
	T - N (mg/L)	10	20	9	13	10	20		
	T - P (mg/L)	1	2	0.9	1.3	1	2		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左		-	-		
シアン化合物 (mg/L)	-	-	1.0	5.8	-	-	0.1		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (33)		同左		27-ニ 無機化学工業製品製造業の用に供する活性炭洗浄施設 (38)		同左	
能	力	300Nm <sup>3</sup> /h		同左		5t/日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25日/月 24時間/日		同左		25日/月 24時間/日		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値の概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	55	66	65	102	18	27	37	39
	p H	2.0~5.0		同左		4.0~8.0		同左	
	C O D (mg/L)	100	300	85	195	100	300	58	249
	S S (mg/L)	300	600	254	389	200	400	117	332
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1	同左	
	T - N (mg/L)	10	20	9	13	10	20	6	17
	T - P (mg/L)	1	2	0.9	1.3	0.5	1	0.3	0.8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左		-	-	同左	
	シアン化合物 (mg/L)	-	-	1.0	5.8	-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	27-ニ 無機化学工業製品製造 業の用に供する活性炭 洗浄施設 (39)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (44)		同左	
能	力	4 t/日		同左		300Nm <sup>3</sup> /h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25日/月 24時間/日		同左		25日/月 24時間/日		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の最大値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	30	50	43	50	55	66	65	102
	p H	4.0~8.0		同左		2.0~5.0		同左	
	C O D (mg/L)	100	300	84	300	100	300	85	195
	S S (mg/L)	200	400	167	400	300	600	254	389
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1	同左	
	T - N (mg/L)	10	20	8	20	10	20	9	13
	T - P (mg/L)	0.5	1	0.4	1	1	2	0.9	1.3
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左		-	-	同左	
	シアン化合物 (mg/L)	-	-			-	-	1.0	5.8

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区	分	廃止		廃止		変更前		変更後	
種	類	27-又 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (45)		27-又 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (46)		27-又 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (47)		同左	
能	力	50Nm <sup>3</sup> /h		同左		400Nm <sup>3</sup> /h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		同左		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		20日/月 24時間/日		同左		25日/月 24時間/日		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の最大値及びその概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	12	19	同左	18	25	51	72	
	p H	2.0~5.0			2.0~5.0		同左		
	C O D (mg/L)	100	300		100	300	36	105	
	S S (mg/L)	300	600		300	600	106	209	
	油 分 (mg/L)	<0.5	1		<0.5	1	同左		
	T - N (mg/L)	10	20		10	20	4	7	
	T - P (mg/L)	0.5	1		0.5	1	0.2	0.4	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-		-	-	同左		
	シアン化合物 (mg/L)	-	-		-	-	0.05	0.1	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		
種 類	27-ヌ 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (53)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (54)		同左		
能 力	6,000Nm <sup>3</sup> /h		同左		9,000Nm <sup>3</sup> /h		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日/月 24時間/日		同左		25日/月 24時間/日		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の最大値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	9	11	60	66	30	36	56	66
	p H	5.0~9.0		同左		5.0~9.0		同左	
	C O D (mg/L)	450	600	405	540	300	500	270	450
	S S (mg/L)	600	850	540	765	200	400	180	360
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1	同左	
	T - N (mg/L)	10	20	9	18	10	20	9	18
	T - P (mg/L)	1	2	0.9	1.8	1	2	0.9	1.8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左		-	-	同左	
	シアン化合物 (mg/L)	-	-			-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後			
種 類	27-ル 無機化学工業製品製造 業の用に供する湿式集 じん施設 (55)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (57)		同左			
能 力	20,932Nm <sup>3</sup> /h		同左		400Nm <sup>3</sup> /h		同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間		同左		連続24時間		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の最大値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	105.5	136.5	254.5	288	130	156	同左		
	p H	5.0~9.0		同左		2.0~5.0				
	C O D (mg/L)	285	475	257	428	42	153			
	S S (mg/L)	357	535	322	482	63	204			
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1			
	T - N (mg/L)	10	20	9	18	5	12			
	T - P (mg/L)	1	2	0.9	1.8	0.3	0.7			
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左		-	-			
	シアン化合物 (mg/L)	-	-			-	-			0.05

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	27-ル 無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設 (58)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (59)		同左	
能	力	400Nm <sup>3</sup> /h		同左		400Nm <sup>3</sup> /h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の最大値	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	48	60	同左	同左	48	60	同左	同左
	p H	2.0~5.0				2.0~5.0			
	C O D (mg/L)	100	300			100	300		
	S S (mg/L)	150	400			150	400		
	油 分 (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1		
	T - N (mg/L)	12	24			12	24		
	T - P (mg/L)	0.8	1.4			0.8	1.4		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-			-	-		
シアン化合物 (mg/L)	-	-	0.05			0.2	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区	分	変更前		変更後		廃止		変更前		変更後		
種	類	27-ル 無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設 (60)		同左		27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (62)		27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (63)		同左		
能	力	400Nm <sup>3</sup> /h		同左		600Nm <sup>3</sup> /h		600Nm <sup>3</sup> /h		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		-		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		25日/月 24時間/日		連続24時間		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	48	60	同左		0.52	0.65	4	5	24	48	
	p H	2.0~5.0				1.0~14.0	2.0~5.0		同左			
	C O D (mg/L)	100	300		6,900	13,800	100	300	17	32		
	S S (mg/L)	150	400		9,150	18,300	300	600	50	63		
	油 分 (mg/L)	<0.5	1		<0.5	1	<0.5	1	同左			
	T - N (mg/L)	12	24		11,500	23,000	10	20	2	3		
	T - P (mg/L)	0.8	1.4		32	64	0.5	1	0.1	0.2		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-		7,100	14,200	-	-	同左			
シアン化合物 (mg/L)	-	-	0.05		0.2	8,200	16,400	-	-	0.2	0.3	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区	分	新 設	
種	類	27-ニ 無機化学工業製品製造 業の用に供する活性炭 洗浄施設 (64)	
能	力	25kg/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1日/月 24時間/日	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の値並びに通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1.5
	p H	2.5~7.0	
	C O D (mg/L)	6	16
	S S (mg/L)	10	80
	油 分 (mg/L)	<0.5	1
	T - N (mg/L)	10	20
	T - P (mg/L)	1	2
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-
	シアン化合物 (mg/L)	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後							
工場又は事業場における施設番号	処理施設 (B)				同左							
種 類 及 び 型 式	汚水槽、pH調整槽、中水原水槽、処理水槽、中和槽、攪拌槽、濃縮沈殿槽、遠心分離機、中水槽、濃縮沈殿槽、スラッジ貯槽、膜ろ過装置											
構 造	SUS、PVC、SS、中空糸膜エレメント											
主 要 寸 法	汚水槽：φ5.0m×H7.8m、pH調整槽：φ2.8m×H4.0m×2槽、中水原水槽：φ1.5m×H3.5m、処理水槽：φ2.0m×H4.0m、中和槽：L1.5m×W0.6m×H0.7m、攪拌槽：L3.5m×(W1.5m、W2.1m)×H2.9m、濃縮沈殿槽：φ6.0m×H2.89m、遠心分離機：φ0.52m×L1.45m、中水槽：φ2.9m×H8.45m、濃縮沈殿槽：φ4.0m×H4.0m、膜ろ過装置：φ0.708m×H2.32m (ハウジング外形)、φ0.089m×H1.07m (モジュール)											
能 力	中和、濃縮沈殿、遠心分離：2,400m <sup>3</sup> /日、膜ろ過504m <sup>3</sup> /日											
処 理 の 方 法	中和、濃縮沈殿、遠心分離、膜ろ過											
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-											
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-											
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-								許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間								同左			
使用時間における当該汚水等の処理前及び処理後の汚水の状態及び当該汚水の通常値及び最大値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後				
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大			
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	924.71	1,189.54	同左		1,273.71	1,657.04	同左				
	p H	2.0~8.0		6.0~8.6		2.0~8.0		6.0~8.6				
	C O D (mg/L)	144.88	317.91	18.36	33.67	152.92	283.35	19.37	30.01			
	S S (mg/L)	268.92	492.53	11.43	16.31	250.90	412.72	10.66	13.67			
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1	同左				
	T - N (mg/L)	9.95	19.87	7.66	10.12	8.76	16.34	6.74	8.32			
	T - P (mg/L)	0.844	1.649	0.844	1.649	0.77	1.41	0.77	1.41			
シアン化合物 (mg/L)	-	-	同左		0.28	1.58	<0.1	1.21				

令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区 分		変 更 前				変 更 後							
工場又は事業場における施設番号		処理施設 (G)				同左							
種 類 及 び 型 式		排水受槽、中和槽、原水槽、膜ろ過装置、再生水槽、監視槽、SS濃厚水受槽、固液分離水槽、脱水機、苛性ソーダ貯槽											
構 造		PE、FRP、SUS、中空糸膜モジュール											
主 要 寸 法		排水受槽：φ2.71m×H3.81m、中和槽：L2.75m×W1.35m×H1.75m、原水槽：φ1.89m×H2.05m、膜ろ過装置 (GSR-5型)：φ0.189m×H1.16m (モジュール)、L1.955m×W0.6m×H1.725m (外形)、膜ろ過装置 (GL-5型)：φ0.207m×H1.421m (モジュール)、L2.6m×W0.95m×H2.434m (外形)、再生水槽：φ2.28m×H2.78m、監視槽：φ1.06m×H1.25m、SS濃厚水受槽：φ1.625m×H1.625m、固液分離水槽：φ0.9m×H0.87m、脱水機：L1.6m×W0.96m×H0.655m、苛性ソーダ貯槽：φ1.89m×H2.48m											
能 力		496m <sup>3</sup> /日											
処 理 の 方 法		中和、膜ろ過、遠心分離											
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-											
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-											
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-								許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間								同左			
使用時間における当該処理前及びその状態並びに当該処理後の汚水の通常値及び最大値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	275	352	同左		275	352	同左					
	p H	3.0~6.0		6.0~8.6		3.0~6.0		6.0~8.6					
	C O D (mg/L)	72	222	2.1	4	72	222	2.1	4				
	S S (mg/L)	108	296	6	13	108	296	6	13				
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1	同左					
	T - N (mg/L)	9	18	7	14	9	18	7	14				
	T - P (mg/L)	0.6	1.1	0.6	1.1	0.6	1.1	同左					
シアン化合物 (mg/L)	-	-	同左		<0.1	0.19	同左						

令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	処理施設 (H)				
種 類 及 び 型 式	中和槽 (角型 (蓋付き))				
構 造	PVC				
主 要 寸 法	□0.4m×H0.7m				
能 力	1.5m <sup>3</sup> /日				
処 理 の 方 法	中和				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要	1日/月 8時間/日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1.5	同左	
	p H	1.0~2.0		6.0~8.6	
	C O D (mg/L)	6	16	同左	
	S S (mg/L)	10	80		
	油 分 (mg/L)	<0.5	1		
	T - N (mg/L)	10	20		
	T - P (mg/L)	1	2		
シアン化合物 (mg/L)	-	-			

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	722.51	1,102.66	1,072.51	2,071.66
pH	6.0~8.6		同左	
COD (mg/L)	15.22	23.99	17.1	25.6
SS (mg/L)	9.69	14.7	9.7	13.4
油分 (mg/L)	<0.5	1	同左	
T-N (mg/L)	7.2	11.15	6.6	9.2
T-P (mg/L)	0.761	1.418	0.73	1.34
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	<3000	3,000	同左	
シアン化合物 (mg/L)	-	-	<0.1	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年2月27日から同年3月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

〔九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市巨勢地内	測量区域
公共測量（基準点測量、路線測量） 及び現地測量	測量の種類
令和六年二月十四日から同年五月三十一日まで	測量期間

〔九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九六番七、四七九六番九、四七九六番一〇、四七九六番一一、四七九七番一、四七九七番六、四七九七番七、四八〇〇番一二、四八〇〇番一三、四八〇〇番一七、四八〇〇番一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西崎二丁目二番二一號シテイーハイム魚見山二〇三号室

香西 亮

香西 詔子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十四日岡山県指令建指第二六六号

〔九五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七七番五、四八〇〇番一、四八〇〇番三、四八〇〇  
番一〇、四八〇〇番一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区赤田一二九番地八アネックスⅢ二〇一号室

村上 豊

村上 夏実

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月三十日岡山県指令建指第二七五号

〔九六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七六番一、八七六番一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一五番地一〇一 ローズヴィラB一〇五

小野 真明

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月十日岡山県指令建指第二五五号

〔九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七七番五、四八〇〇番一、四八〇〇番三、四八〇〇番一〇、四八〇〇番一六

二 公共施設の種別

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区赤田一二九番地八アネックスⅢ二〇一号室

村上 豊

村上 夏実

五 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月三十日岡山県指令建指第二七五号

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項及び第五項の規定により実施した令和五年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年二月二十七日

岡山県監査委員	笹
岡山県監査委員	井
岡山県監査委員	茂
岡山県監査委員	智
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	本
岡山県監査委員	雅
岡山県監査委員	彦
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	間
岡山県監査委員	義
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	保

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

## 1 監査の概要

- (1) 監査等の種類 財務監査（随時監査）及び行政監査
- (2) 監査対象
  - ① 監査対象年度 平成28年度から令和5年度
  - ② 監査対象機関 県民生活部及び岡南飛行場管理事務所
  - ③ 監査対象項目
    - ア 岡南飛行場管理事務所に係る停留料未納の長期停留事案に関する事項
    - イ 執行体制及び内部統制に関する事項
- (3) 監査の着眼点  
事務の執行が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- (4) 監査の実施内容  
岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、監査委員が、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された資料等に基づいて監査を行った。

## 2 監査の結果

- (1) 監査実施機関 県民生活部及び岡南飛行場管理事務所
- (2) 監査実施年月日 令和6年2月7日
- (3) 監査結果  
上記により監査した結果、岡南飛行場管理事務所について、次の指摘事項が認められた。
  - ・ 停留料未納のまま停留が継続し、停留料の未納額が増加する状況が継続している航空機が、前回の監査で確認したものを含め、2機確認された。
    - ① 前回(令和5年8月7日)の監査で確認したもの  
平成30年5月分から令和6年1月末までの未納額の合計 3,728,637円
    - ② 今回(令和6年2月7日)の監査で確認したもの  
平成30年10月分から令和6年1月末までの未納額の合計 1,706,557円

## 3 所見

航空機の停留料について、停留料未納のまま停留が継続し、停留料の未納額が増加する状況が長期間にわたっているものが、前回の監査で確認したもの以外にも、1機あることが判明した。

条例は本来県民の利益を守るために設けられており、その趣旨に則り管理を行わなければならないにもかかわらず、停留料の未納を継続させる行為は施設の管理者として善管注意義務を果たしているとは言えず、管理体制の抜本的な改善を求める。

今回の事案は、岡南飛行場管理事務所と県民生活部との間で、課題に対する情報共有や意思疎通が十分に行われていなかったため、リスクを防止する仕組みづくりを構築することなく放置されたものであり、内部統制上の重大な不備につながる重大事案と認識している。

職場内のミスやリスクを積極的に報告する空気を醸成し、重大な不備に至ることを防ぐ仕組みづくりをしっかりと行っていただき、停留料未納の解消と再発防止に向け、全力で取り組むよう努められたい。